

# 協会備え付け機材貸出申込書

一般社団法人福島労働基準協会

裏面の貸出規程を遵守することを約束して、次の通り貸出を申込み借用致します。

(1)借用物件 (※借用するものに○印をつけて下さい。)

1. 熱中症指標計 一式
2. DVD(5本まで) 一式

貸出番号

1. \_\_\_\_\_ 2. \_\_\_\_\_ 3. \_\_\_\_\_ 4. \_\_\_\_\_ 5. \_\_\_\_\_

<注意事項>

- ・1回につき1週間以内。
- ・DVDはDVDプレーヤーで再生してください(PCでの再生は動作保証いたしません)。

<禁止事項>

- ・コピー、ダビング、ファイル交換(PC,サーバーへの取り込み)。
- ・ネット回線を利用した複数箇所での上映、配信。
- ・営利目的での利用、貸出し(無料セミナー含む)。
- ・他者への貸し出し(有償、無償問わず)。

(2)借用期間

令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 まで

(3)返還予定年月日

令和 年 月 日

会社名

住所

部課名

担当者

電話番号

FAX番号

※備考 (記入しないで下さい。)

(1)返還年月日 令和 年 月 日

(2)物件持参者氏名

協会立合者

(3)物件破損の有無 有 無

(※ 有の時は、書類を添付させること。)

# 安全・衛生教育用機材 貸出規程

一般社団法人 福島労働基準協会

- 第1条 協会員は、協会備え付けの熱中症指標計（以下、現品という）を環境衛生測定用として、又DVD（以下、同じく現品という）を視聴覚教材として無料で利用することができる。
- 第2条 協会員は、貸出しをうけた物品の利用に当っては操作に過誤のないように善良なる注意を以って取扱い、いやしくも破損等のないように努めなければならない。
- 第3条 現品の貸出しを希望するときは、次の手続を行わなければならない。
- (1) 利用日の以前に希望する現品を確認するため事務局に電話で予約の申込みをすること。
  - (2) 貸出し期間は原則として1週間以内とし、貸出し用DVDは1回につき5本以内とする。
  - (3) 現品の貸出しの授受は、事務局事務所で行うものとし、別添貸出申込書に必要事項を記入のうえ持参するものとする。
- 第4条 貸出した現品の返還は次による。
- (1) 現品の返還の授受は事務局事務所で行うものとし、借用期間内に持参すること。
- 第5条 貸出した物品について万が一破損したときは次による。
- (1) 利用中に破損した場合は、勝手に修理しないで返還の際その状況を書面で連絡すること。
  - (2) 修理は事務局で行うものとし、その所要実費は借受人が負担するものとする。